

告示

埼玉県告示第八百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン吉川美南（A街区）

埼玉県吉川市美南三丁目十二番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

株式会社セリア 代表取締役 河合宏光

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

（変更後）株式会社三喜 代表取締役 八木下眞司

千葉県柏市中央町二番八号

ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

ハ 変更年月日

平成三十年十一月三十日外

ニ 届出年月日

令和四年八月十九日

二 縦覧期間

令和四年九月二日から令和五年一月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年九月二日から令和五年一月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課